

2022年 10月 6日

令和4年（不）第4号事件

愛知県労働委員会

会 長 殿

申 立 人 J M I T U

J M I T U愛知地方本部

J M I T U愛知支部

被申立人 オハラ樹脂工業株式会社

実効確保の措置勧告申立書

申立人代理人

弁護士 福 井 悦 子

弁護士 稲 垣 仁 史

弁護士 中 川 匡 亮

代理人 早 川 義 弘

同 大 平 徹 也

申立人らは、労働委員会規則第40条に基づく実効確保の措置勧告を申し立てる。

第1 措置勧告の内容

「被申立人は、申立人組合オハラ樹脂工業分会の分会長である朝倉健次に対して、現在審査中の令和4年（不）第4号不当労働行為救済申立事件の決定に至るまでの間、懲戒処分をしてはならない。」との勧告を求める。

第2 措置勧告を求める具体的事実

- 1 2022年2月23日、被申立人会社「業務G r . 」 部長と同G r . 所属の 氏が、申立人組合オハラ樹脂工業分会分会長である朝倉健次氏に対して、「同じ得意先への訪問なのに走行距離が異なっている」ことを捉え、その理由について質問をした。

朝倉氏はこれまで、社長からも総務G r からもそのような質問を受けたことはなく、質問の意味を理解できなかったが業務中であったため、「記憶を辿ってみて、3月2日までに返事をする」と、軽く答えたものの、業務G r . から余りにも奇妙なことを尋ねられたことに不自然さを感じていた。しかし「3月2日までに」返事をする答えたこともあって、質問の趣旨と、その理由について確認の必要があると考え、申立組合として2022年3月1日付「貴社の社用車使用について」と題する文書（甲第118号証）を尾原社長宛送付した。

ところが同年3月4日に「業務G r . 」の 部長から、「未だに回答がない」との催促メールが届けられたので、さらに同年3月7日付「貴社の社用車使用について（2）」と題する書面（甲第119号証）を、申立組合名で社長宛送付し、重ねて団交開催を求めた。

これらに対する回答が、 部長名の令和4（2022）年3月15日付「『貴社の社用車使用について』について」と題する書面（甲第265号証の1）であるが、「社用車の不正使用の疑いについて調査」をしているとの記載がある。また、同部長名の2022年4月29日付「『社用車の運行（使用）について』（照会）」との書面（265号証の2の1）では、「走行距離に疑義」があるとして、2020年と2021年の社用車

利用記録のコピーを付して朝倉氏宛送付した。２０２０年社用車利用記録の総括表は甲第２６５号証の２の２であり、その明細が「社用車利用記録」（甲第２６５号証の２の３）である。また、２０２１年社用車利用記録の総括表は甲第２６５号証の２の５であり、その明細が「社用車利用記録」（甲第２６５号証の２の６）である。

■■■■部長は、甲２６５号証の１では、明確に「不正使用の疑い」と言っているが、２６５号証の２の１では「走行距離に疑義」と言い、具体的に例を挙げている。

申立組合らは、走行距離の「疑義」であれば取り立てて身構えることはなかったが、「不正使用の疑い」をかけられていると理解し、当然にその根拠が明示されると考えたが、■■■■部長は嫌疑の根拠を示さなかった。申立組合らが団交開催を求めるのは当然であり、組合員に嫌疑をかけたのであるから、被申立人は団交に応じる義務がある。

２ 申立組合らの団交申入れに対して■■■■部長は、上記甲２６６号証の３で、「団交の必要があるとは解されません。」、「要求を具体的にお知らせ下さい。」と述べているが、申立組合らは、要求は極めて具体的に記載しており、上記求めは単に「団交拒否」の口実としたにすぎないと考えている。

３ その後申立組合は、同年５月９日付（甲第２６５号証の３）、同年５月１８日付（甲第２６５号証の６）、同年５月１９日付（甲第２６５号証の７）、同年５月３０日付（甲第２６５号証の９）、同年６月８日付（甲第２６５号証の１２）、同年７月６日付（甲第２６５号証の１５）、同年７月１８日付（甲第２６５号証の１７）、同年７月１９日付（甲第２６５号証の１９）、同年９月５日付（甲第２６５号証の２２）と、抗議や団交開催を要求した。

しかし会社は、令和４（２０２２）年５月１６日付（甲第２６５号証の４）、２０２２年５月１７日付（甲第２６５号証の５）、令和４（２０２２）年５月２３日付（甲第２６５号証の８）、２０２２年６月２日付（甲第２６５号証の１０）、令和４（２０２２）年６月３日付（甲第２６５号証の１１）、令和４（２０２２）年６月２３日付（甲第２６５号証の１３）、

2022年7月1日付（甲第265号証の14）、令和4（2022）年7月13日付（甲第265号証の16）、2022年7月18日付（甲第265号証の18）、2022年8月1日付（甲第265号証の20）、2022年9月2日付（甲第265号証の21）、令和4（2022）年9月12日付（甲第265号証の24）等で団交拒否や、その上での執拗な「調査」、「出頭『命令』」、出頭「督促」などを繰り返している。

- 4 さらに、2022年9月6日には午前10時頃と午後1時頃、「業務Gr.」の■■■■部長と同■■■■副部長と共に「弁護士の■■■■」と名乗る人物の計3名が朝倉分会長の職場に現れ、■■■■氏は、「社用車の件で説明して頂きたい。」「あなたは文書で回答していると言っているが、回答にはなっていないので説明を求める」と何度も尋ねた。朝倉氏は、「お断りすると伝えてある。話はしません。組合からの要求に応じて下さい。」などと答えたが、「説明になっていないことを前提にお尋ねしているが拒否されるということですね?。」と執拗に食い下がるということがあった。

その上で遂に、■■■■部長は、2022年9月12日付「貴組合『期日通知書について（2）』『抗議並びに団体交渉要求書』につきまして」と題する書面（甲265号証の24）で、団交に応じる様子は示さず、朝倉氏への「事情聴取」の際、JMITU愛知地本の北村委員長、同愛知支部の平田委員長、分会員数名の傍聴を検討すると言い出した。

- 5 被申立人会社は9月6日のみならず、その他の書面でも朝倉氏に対して懲戒処分やそのための「弁明」ということを口頭でも書面でも何度も繰り返している。

被申立人は、2020年11月19日に、■■■■氏が業務Gr.の部屋に呼び出された際、朝倉氏を含む分会役員4名が■■■■氏に同行したことをもって、分会役員4名が「業務妨害」を行ったと主張し、分会役員に対する「弁明の機会付与」名目による呼び出しに対し、分会役員4名が、「一緒に話したい。」と返事をしたところ、「弁明の機会放棄」であると決めつけて、一方的に減給処分を行った。この件は、現在名古屋地方裁判所に継続中であるが（名古屋地方裁判所令和3年（ワ）第3314号懲戒処分無

効確認及び不足賃金支払い請求事件）、この件に象徴される被申立人のこれまでの対応からすると、処分が強行されることは明らかであり、救済の追加申立をすることとなるのは必至であるので、労働委員会規則第40条に基づく速やかな措置勧告が必要である。

第3 疎明資料

1 証拠説明書（4）

- 2 書 証 甲第265号証の1～265号証の24
提出済み 甲第118～119号証、

以 上